

議案第165号

川崎市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年11月29日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例

川崎市乗合自動車乗車料条例（昭和25年川崎市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号を次のように改める。

(1) 普通乗車料金 大人（12歳以上の者をいう。以下同じ。）

1乗車につき 210円

小児（12歳未満の者をいう。以下同じ。）

1乗車につき 110円

(2) 特殊乗車料金 大人 1乗車につき 110円

小児 1乗車につき 60円

(3) 回数乗車料金

回数乗車券 210円券23枚つづり 4,000円

210円券11枚つづり 2,000円

110円券23枚つづり 2,000円

60円券23枚つづり 1,000円

(4) 定期乗車料金

通勤定期乗車券	1 箇月	9, 200 円
	3 箇月	26, 220 円
	6 箇月	49, 680 円
特殊通勤定期乗車券	1 箇月	6, 440 円
	3 箇月	18, 350 円
	6 箇月	34, 780 円
通学定期乗車券 (甲)	1 箇月	7, 300 円
	3 箇月	20, 810 円
	6 箇月	39, 420 円
通学定期乗車券 (乙)	1 箇月	2, 400 円
	3 箇月	6, 840 円
	6 箇月	12, 960 円
特殊通学定期乗車券 (甲)	1 箇月	5, 110 円
	3 箇月	14, 570 円
	6 箇月	27, 590 円
特殊通学定期乗車券 (乙)	1 箇月	1, 680 円
	3 箇月	4, 790 円
	6 箇月	9, 070 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に発行された回数乗車券については、改正後の条例第9条第1項及び第3項前段の規定にかかわらず、施行日以後当該回数乗車券に表示された額と同条例の規定による普通乗

車料金又は特殊乗車料金との差額を添えて引き続き使用することができる。

- 3 施行日前に発行された定期乗車券については、その有効期間中に限り、引き続き使用することができる。

参考資料

制 定 要 旨

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、乗車料金について、消費税率及び地方消費税率の引上相当分の改定を行うため、この条例を制定するものである。